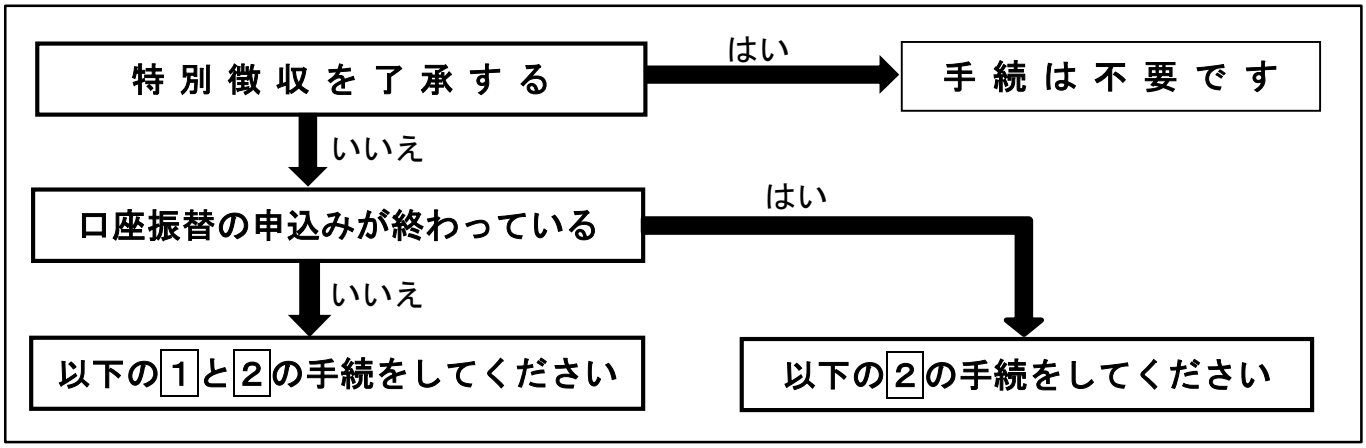
後期高齢者医療保険料について、４月から、特別徴収（年金からの引落し）による納付ではなく、口座振替による納付を希望される方は、以下の手続が必要となります。
（特別徴収（年金からの引落し）に了承いただける場合は、以下の手続は不要です。）



手続方法について

1　口座振替を希望される金融機関の窓口で、口座振替の申込みをしてください。

＜口座振替の申込みに必要なもの＞

◎　被保険者番号及び徴収番号の分かるもの
（同封の「後期高齢者医療保険料の納付方法変更（予定）のお知らせ」や納入通知書等に記載しています。）

◎　預（貯）金通帳

◎　口座の届出印
（預（貯）金通帳に登録している印鑑）

続いて、右の2の手続をお願いします。

2　各区役所等で、特別徴収を口座振替に変更する申出をしてください。

住所地の区役所・支所市民総合窓口室保険年金担当（京北地域にお住まいの方は京北出張所保健福祉第一担当）窓口で、納付方法変更の申出をしてください。

＜納付方法変更の申出に必要なもの＞

◎　ご本人確認できるもの
（マイナンバーカード、資格確認書等）

◎　口座振替依頼書のお客様控え
（ただし、既に保険料を口座振替により納付されている場合は不要です。）

※　金融機関で上記1の口座振替の申込みを行っただけでは、特別徴収を口座振替に変更することはできません。必ず、各区役所等で上記2の納付方法変更の申出を行ってください。

申出の締切

特別徴収を４月から停止し、口座振替に変更する場合　　令和９年１月２９日（金）

※　保険料の納付額は、確定申告又は年末調整のときに、所得金額から社会保険料控除を申告することができます。社会保険料控除は、保険料を納付された方（口座振替の場合は振替口座の名義の方、年金から特別徴収された場合はその年金の受給者）が適用を受けられます。

※　上記の申出の締切以降も、いつでも変更の手続は可能ですが、特別徴収を停止できるのは、納付方法変更の申出をされた月の３～４か月後になります。

※　口座振替への変更後、納付状況等から、再度、特別徴収へ変更する場合があります。

【お問合せ先】住所地の区役所・支所市民総合窓口室保険年金担当（京北地域にお住まいの方は京北出張所保健福祉第一担当）